

勝央町スポーツ・文化活動 地域展開説明会

日 時 令和8年5月25日
時 間 19:00～20:30

次 第

- 1 開会
- 2 教育長 挨拶
- 3 地域展開について(説明/事務局)
- 4 質疑応答
- 5 閉会

第1回指導者対象 勝央町地域展開説明会

勝央町における部活動の 地域展開と活動の方針

勝央町教育委員会

5月25日(月)19:00～

本日の説明事項

説明 事項

- 地域展開とは
- 町の方針(方向性)

素案説明

- ガイドラインとは
- 内容説明

■ 認定地域クラブ活動

資料なし

認定制度

国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み

【呼称】認定地域クラブ活動

【想定される効果】公的支援(財政的支援、施設・用具等の使用)、広報効果

【主要要件】活動時間、低廉な参加費、指導体制、安全確保、学校等との連携

- ◆勝央町でも国が定める認定要件をベースに、勝央町教育委員会としての認定要件を定め、認定。
- ◆部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を行う、公的な活動として位置づけ、町としても活動を支援していく予定。
- ◆勝央町教育委員会は、認定された団体が適切に運営・活動しているかについて確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

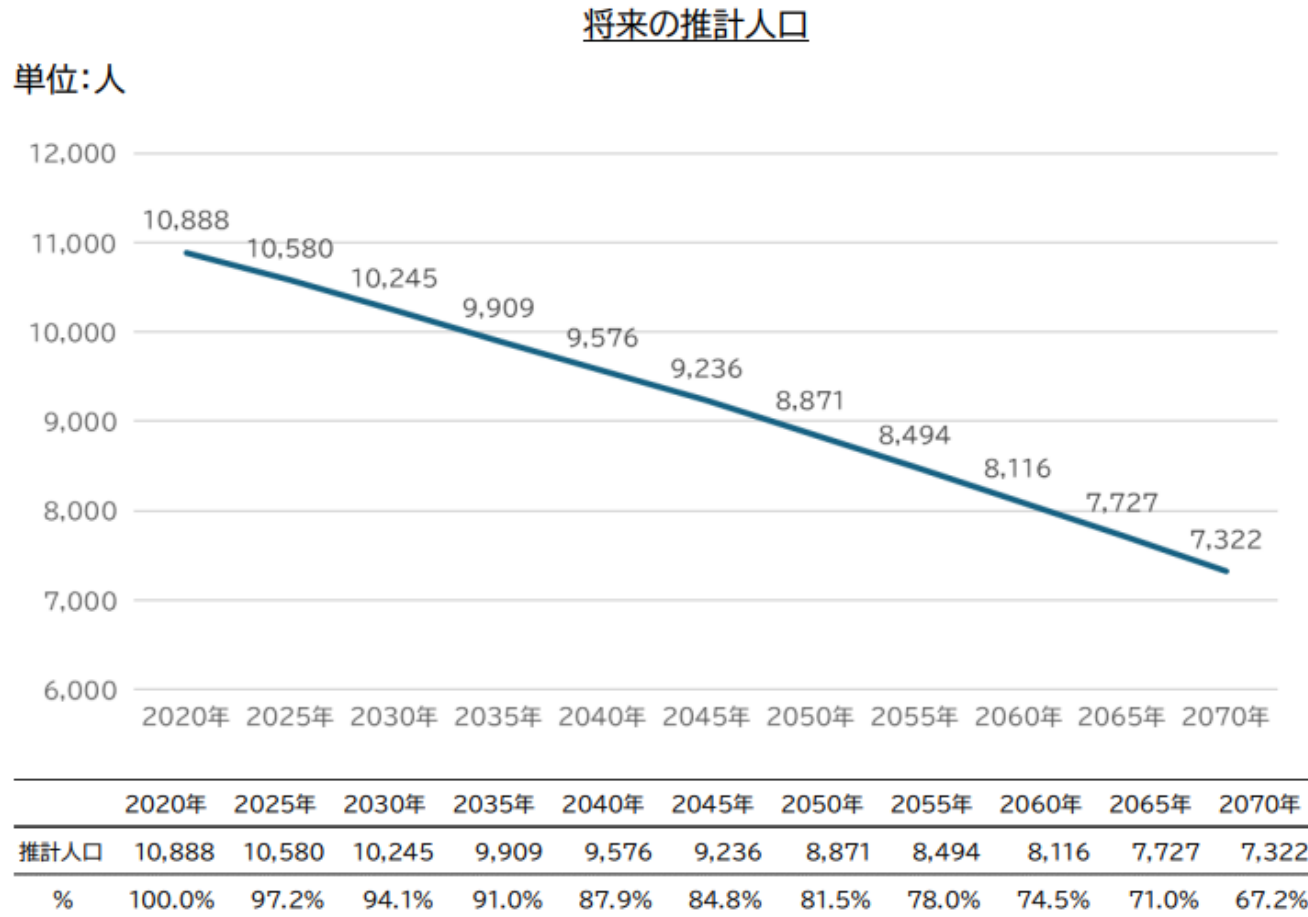
部活動の地域展開

(R5～R7 改革推進期間 | R8～R13 改革実行期間)



学校が主体となる**学校部活動**から
地域が主体となる**地域クラブ活動**へと
転換していくこと

勝央町の人口推計



(出典)「第5次勝央町振興計画 後期基本計画(令和8~12年度)」 2026.4 勝央町

将来人口推計では、現状が続けば 5 年ごとに 3~4%程度の減少が見込まれ、2070 年には 2020 年比で 67%程度の人口規模になると推計されています。少子高齢化が確実に進行する構造が明らかです。(抜粋)

令和6年度以前から令和8年度の変遷

令和6年度以前

部活動

- ・従来どおりの部活動
- ・柔道、剣道は地域クラブ化を促進
- ・一部の部活に地域の指導者を充てる(部活動指導員)

令和7年度

部活動+部活動指導員の配置推進

- ・従来どおりの部活動
- ・柔道、剣道は地域クラブ化を推進
- ・部活動アンケート調査子ども・保護者に実施(令和7年11月)
- ・部活動のあり方検討のための協議会立ち上げを決定

令和8年度
(予定)

部活動(9月～休日の廃止) 地域クラブ体制構築

- ・休日の部活動を廃止
- ・部活動と並行して地域クラブ活動を推進(認定)
- ・専用ページでの情報発信
- ・協議会の設立
- ・認定ガイドライン等の制定、公表

改革実行期間以降の活動の見通し

年度	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
〔国〕 改革期間	改革推進期間				改革実行期間(前期)						改革実行期間(後期)			
中学生の 部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の地域クラブ化を促進 ・週末の大会は顧問(教員)が対応 				休日廃止		平日も廃止							
地域クラブ (地域展開)					<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備 ・ガイドラインの制定 ・受け皿募集 		地域展開体制の発足 地域クラブ活動の開始							
町の方針	体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設立 ・地域クラブの在り方検討 ・環境整備 ・受け皿募集 など 				地域クラブ活動への全面展開 令和9年度中に部活動を廃止し、平日を含めた地域クラブ活動を開始 活動の充実に向けた地域連携の強化 地域コミュニティとの連携強化 運営団体への移行検討 運営自体を地域の団体へ移行することを検討									

令和8年度スケジュール(案)

年度	令和8年度												令和9年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
協議会	立上げ	①開催	②開催	③開催	④開催	⑤開催								
指導者・団体との協議 (個別に聞き取り)		①	②				③	④						
中学生の部活動	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 一般向け説明会(予定) (公民館大ホール) 7月7日(火) 19:00 </div>						休日廃止					平日も廃止		
事務局	<input checked="" type="checkbox"/> 協議会の立ち上げ、委員の招集 <input type="checkbox"/> 学校、生徒への説明(説明用資料) <input type="checkbox"/> 方針案の策定(理解促進) <input type="checkbox"/> ガイドラインの策定 <input type="checkbox"/> 指導者、団体の確保						<input type="checkbox"/> 運營業務の整理 <input type="checkbox"/> 補助金要綱等の整理 <input type="checkbox"/> 運營業務の整理 <input type="checkbox"/> 研修機会の確保 <input type="checkbox"/> 施設・備品利用のルールを整備					<input type="checkbox"/> 活動環境の整備 <input type="checkbox"/> 支援制度の創設 <input type="checkbox"/> 説明会の実施 <input type="checkbox"/> 運営改善・発展		

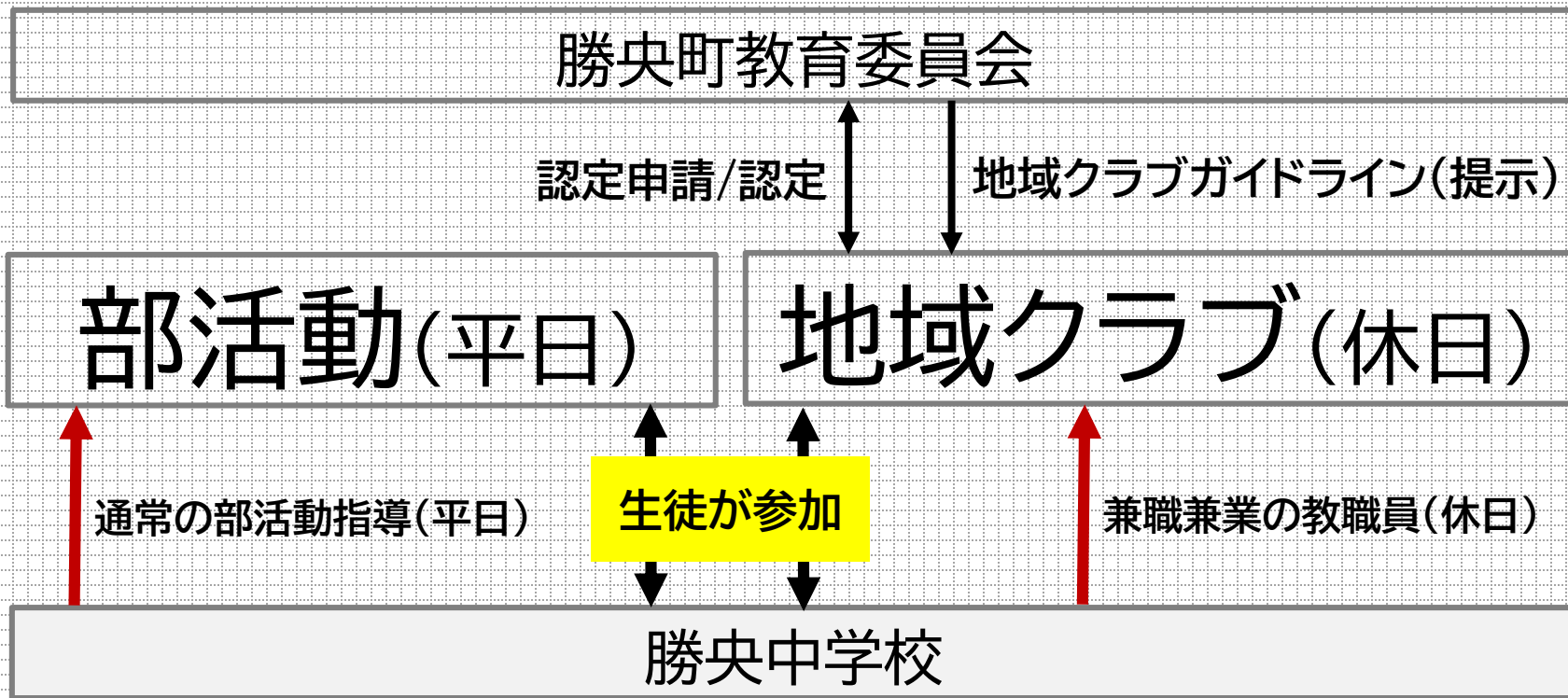
①:地域展開の在り方を説明、**町の方針(方向性)**を伝達
 ②:団体からの意見を共有、①をもとにした**ガイドライン**を策定
 ③:補助要件など詳細、研修の在り方等検討
 ④:認定状況等共有、今後のスケジュール等共有
 ⑤:活動の検証・改善
※⑤以降も定期的に継続(次年度以降も継続)

中学校体育連盟への団体
 申請期限 2月上旬

①:地域展開の在り方を説明、**町の方針(方向性)**を伝達
 ②:ガイドラインを提示、スケジュール等共有
 ③:施設・備品利用のルール等を確認
 ④:活動開始(一部)

勝央町認定地域クラブの立ち上げ

国や県が示した要件等に基づき、学校部活動の継承・発展させた団体等(令和8年度は学校部活動も存続)



令和8年度は**休日の部活動は廃止**するものの、**平日の部活動は存続**。休日の活動は地域クラブ化を図る。

様々な選択肢の中から、休日等の過ごし方を生徒自ら選ぶ

『学校部活動』と『勝央町認定地域クラブ』

	学校部活動	勝央町認定地域クラブ
参加者	所属校の中学生	中学生を中心とした参加者 (所属校に限らない)
指導者	所属校の教員	地域住民 (希望する教員を含む)
活動日	所属校のルールに基づく	所属クラブの規定に基づく
場所・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設 ・ 平日の放課後と休日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設や社会体育、文化施設等 ・ 休日 (令和9年度以降は平日も)
大会参加	「部活動」として参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会申込 = 顧問 (教員) 	「クラブ」として参加 ※R8年度中は「部活動」として参加 大会申込も顧問 (教員) が実施。
活動計画	顧問 (教員)	指導者
保険	学校の保険	民間の傷害・賠償責任保険 (スポーツ安全保険など) ※各クラブで加入
相談窓口	所属校	勝央町教育委員会
関連規則	所属校の基本方針等	勝央町認定地域クラブガイドライン

部活動の方針

平日の活動日	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年3月
平日の活動日	4日間(原則、水曜日を休みとする)	変わりなし
平日の活動時間	原則、1時間程度の活動 ※定期テストの1週間前や学校が設定する期間は活動しない	変わりなし
休日の活動時間	原則、3時間程度まで	実施しない
休日の活動日	土曜日・日曜日はどちらかのみの活動(両日はしない) ※一部例外あり	実施しない
大会への出場	種類を問わず、「部活動」として参加可能	公式大会等(※)に限り、「部活動」としての出場を認める。引率は顧問(教員)が行う。それ以外の団体等が主催する大会への参加は、「部活動」としては参加しない。
大会前の練習	1週間前に限り土・日の両日の練習が可能。	原則、実施しない

※公式大会等とは

●中学校体育連盟が主催する大会

・美作地区総合体育大会・美作地区予選会・岡山県総合体育大会・岡山県秋季大会・中国中学校選手権大会・全国中学校体育大会

●中学校吹奏楽連盟・中学校文化連盟が主催するコンクール(予選・県・中国・全国)等

・吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト・吹奏楽祭・中学校文化連盟作品展・交流会

次の大会は中学校体育連盟が主催する公式大会等に準ずるものとして扱う。

①美作地区予選会に引き続いて行われる、協会等が主催して実施される大会(試合)

②中学校体育連盟が主催する大会への出場権が得られる大会(陸連の選手権大会)

●勝央町が実施するイベント

当面の運営体制図

勝央町教育委員会

直営管理・助言・認定

それぞれの活動・指導者、団体を認定

運営は教育委員会
実施主体は各団体

運営・実施とも団体

地域の団体や指導者

地域の
スポーツ・文化
団体

地域の
指導者

地域団体や民間事
業者等が自主的に
運営する活動

クラブ
野球

クラブ
陸上
競技

クラブ
バスケット

クラブ
絵画

クラブ
柔道

クラブ
吹奏楽

新たな団体を創設または
既存の団体を活用

- 指導者の派遣・スケジュール調整
- 謝金等支払
- 活動場所の調整
- 研修会等の開催 等

団体(受け皿)が
創設され次第、
こちらに移行

所属

連携

- 地域の指導者だけでなく、兼職兼業の許可を得た教職員も活躍
- 教育委員会が運営資金補助等の事務

移行当初はこちらがメイン

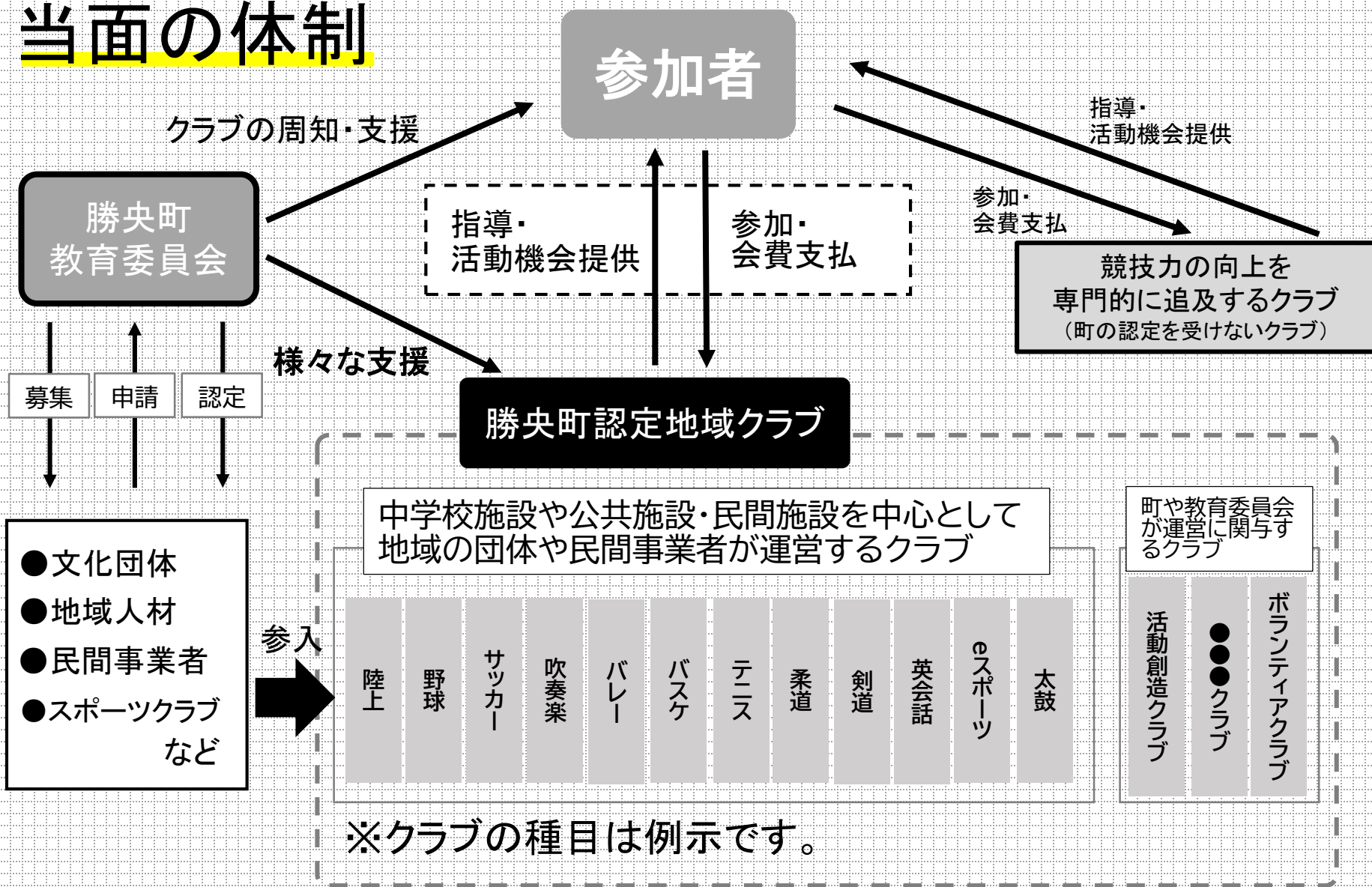
指導者(団体)の募集・研修など

運営・実施とも団体パターン

直営管理・運営パターン

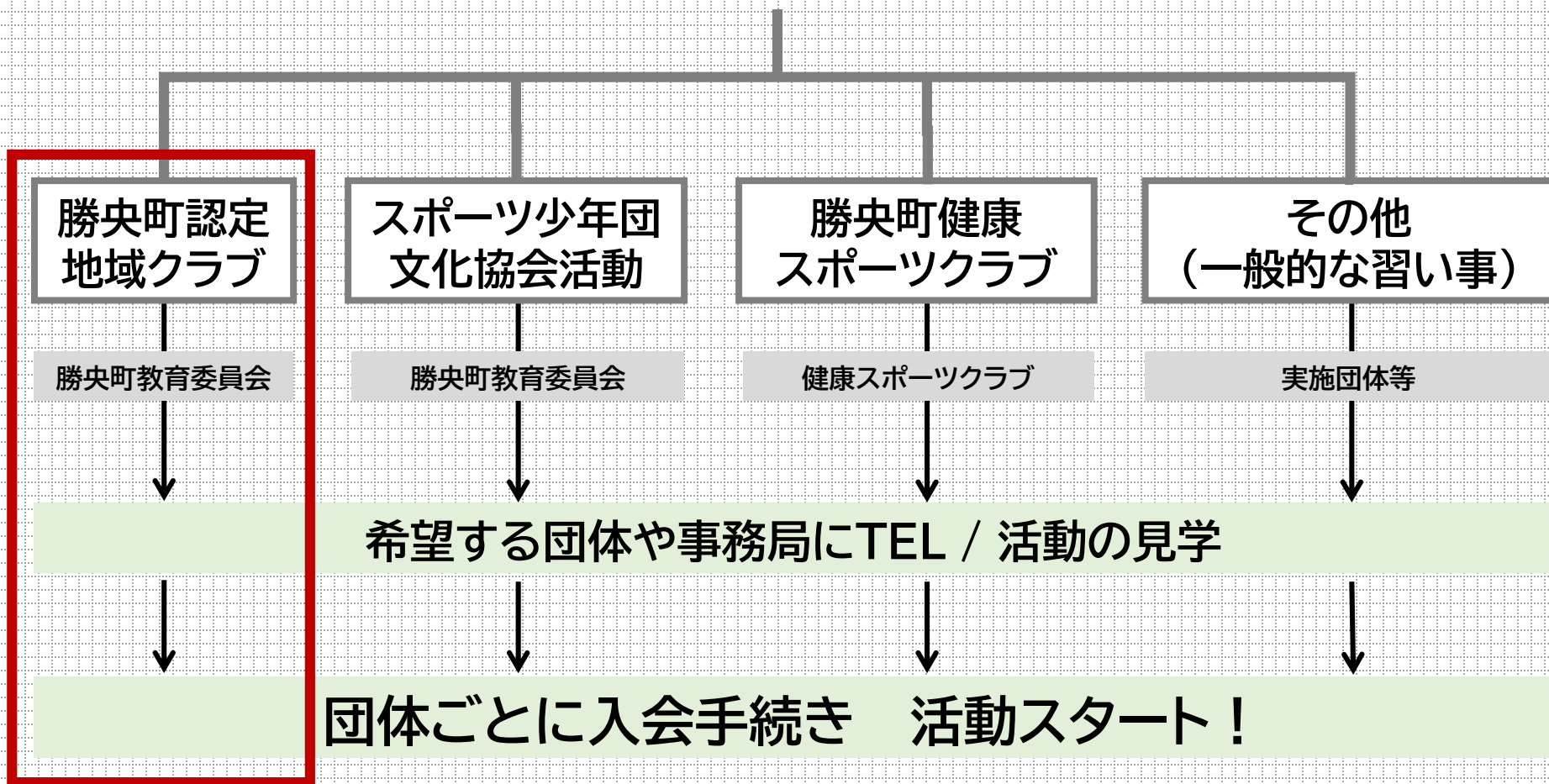
令和8年度以降

当面の体制



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

地域クラブ等の始め方



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

運営主体と実施主体 業務と役割

主な業務

役割

運営
・
管理

- ①地域展開の方針、計画の策定
- ②実施主体の管理、指導助言、相談対応
- ③運営人材の確保・育成、運営業務の効率化
- ④危機管理
- ⑤保険加入状況や補償内容の確認
- ⑥研修等の実施

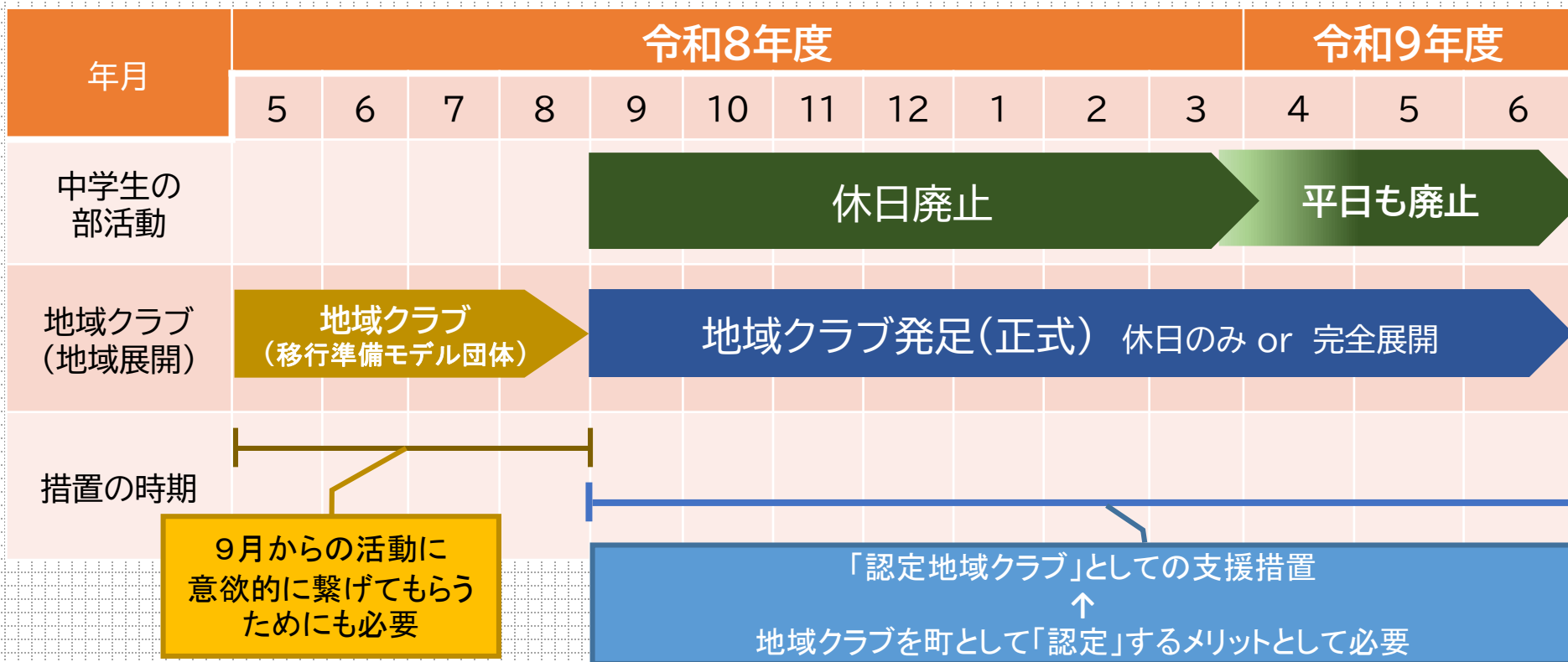
運営団体
(当面は、
教育委員会)

活動業務

- ⑦活動団体の収支計画、会計・労務管理
- ⑧競技団体への登録、大会等への参加申込など
- ⑨活動計画の策定
- ⑩保険への加入手続き
- ⑪活動場所、移動手段、消耗品等の確保
- ⑫勝央中・教育委員会との連携、情報共有
- ⑬入会手続き、会費徴収

実施主体
(認定要件を
満たした地域
クラブ)

各種支援措置の検討



(例) サッカー少年団の活動

4月から新たに地域クラブ(スポ少の中学生版となる予定)を立ち上げ、主に平日を中心に活動。指導には部活動指導員や教員(顧問)がボランティアで携わっている。

そこで、教育委員会としては、この活動を「移行準備モデル団体」として、活動場所の確保のため、緑地運動公園(多目的グラウンド)を予め確保し、付与。(他の利用と重複しないと見込まれる限りにおいて、週2~3回、1回2・3時間程度を想定)

教育委員会から認定団体への支援措置の概要

移行準備
モデル
団体
～9月まで

クラブの設立のための助言、伴走支援

施設予約(他の利用の妨げにならない限りにおいて)

各種広報等

地域認
定団体
クラブ

町内の学校施設やスポーツ施設、公民館や文化ホール等の
使用料金の減免措置等

認定団体の立ち上げに係るサポート(規約の策定や運営
体制構築のための助言など)

9月以降

活動実績に応じた各団体への財政的支援

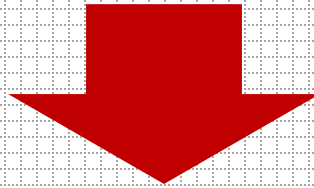
地域クラブの運営を支援

支援措置の内容(補助金額など)は教育委員会で、町長部局とも協議の上、決定させる方針

積極的な広報(情報発信)

「地域展開ってそもそも何？」

「町の方針は？何が行われているの？」



どうなる？部活動のカタチ **No.01**
令和8年4月

勝央町教育委員会 ☎0866-38-1753
教育委員会では、今後、協議会等で決まったことなどを随時、広報していく予定です。

勝央町では
中学校部活動の地域展開

QR

部活動の地域展開

ページID: 0007417 更新日: 2026年4月30日更新 印刷ページ表示

勝央町における部活動の地域展開

学校

先生たち
学校の部活
活動を紹介します。

「部活」
一歩踏み出そう

令和8年
平日

どうなる？部活動のカタチ **No.02**
令和8年4月

令和8年9月以降の部活動について

勝央町教育委員会では、勝央中学校と協議を重ね、この夏以降の部活動の在り方をまとめたので、お示しします。

9月からは、休日の「部活動」は廃止されますが、公式大会等には出場できます。これからのスケジュールなどを顧問の先生とよく確認しておきましょう。

	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年3月
平日の活動日	4日間まで(原則、水曜日が休み)	変わりなし
平日の活動時間	原則、1時間程度の活動 ※定期テストの1週間前や学校が設定する期間は活動しない	変わりなし
休日の活動時間	原則、3時間程度まで	実施しない
休日の活動日	原則、土曜日・日曜日どちらかのみ(両日はしない)	実施しない
大会への出場	種類を問わず、「部活動」として参加可能	公式大会等(※)に限り、「部活動」としての出場できます。引率は顧問(教員)が行います。それ以外の団体等が主催する大会への参加は、「部活動」としては参加できません。
大会前の練習	1週間前に限り土・日の両日の練習が可能。	原則、実施しない

(※)出場できる公式大会等は裏面でお知らせしています。

県の取り組み

岡山県教育委員会においては、令和5(2023)年3月に「岡山県中学校部活動の在り方に関する方針」を策定し、学校部活動が子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営に向けて、効率的・効果的な学校部活動の在り方を示しました。また、令和3(2021)年度から、国の委託を受け学校部活動の地域移行に関する実証事業を行い、成果発表会を開催するなど、関係者との情報共有を図り、県内へ普及してきました。そして、スポーツ・文化芸術活動に取り組み子どもたちのために新たな地域クラブ活動の構築を目指す市町村等の参考となるよう、「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン(令和6(2024)年3月 岡山県)<外部リンク>

勝央町としての取り組み

勝央町では、国や岡山県の方針に基づき、町立中学校の休日の部活動を地域展開する取り組みを令和8年9月から順次進めてまいります。なお、令和9年度中には平日の部活動を行わない(廃止する)方向で検討中です。

地域展開について

勝央町の取り組み状況を紹介いたします。今後、協議会等で決まったことなどを随時、公表していく予定です。

平日の部活動を廃止し、地域クラブ活動を順次スタートさせます

新たな地域クラブ活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」を、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動させることを目的とするものです。



継続的なチラシ配布
(小・中学生)

広報紙への掲載

ホームページの開設

改革実行期間以降の活動の見通し

第1ポイント:子どものウェルビーイング

主人公である中学生がいきいきと、安心して活動できる体制の構築
区別なく、誰もが参加できる理解と協力(サポート体制)

第2ポイント:持続可能な取り組み

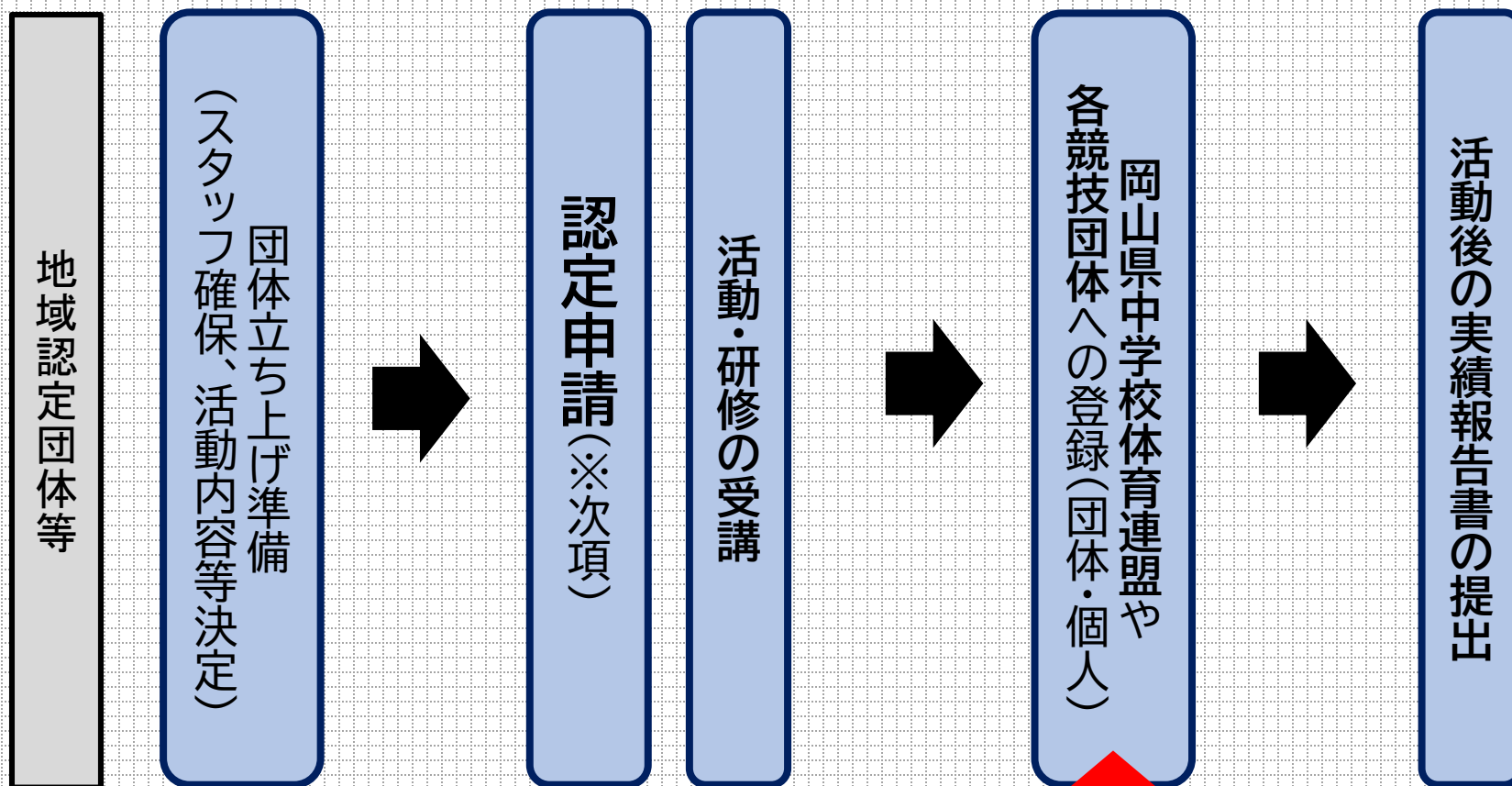
特定の個人がいないと存続出来ないような体制とならないよう、
様々な関係者による協力体制を構築

第3ポイント:地域コミュニティの巻き込み

中学生だけでなく、将来的には地域の多様な人材が参加・交流できる体制を構築し、
多世代交流の促進と地域スポーツ・文化の振興

前期(R8-R10) : 地域クラブの立ち上げ、運営のノウハウ蓄積
後期(R11-R13) : 地域コミュニティの巻き込み

認定地域クラブ立ち上げの流れ(現行案)



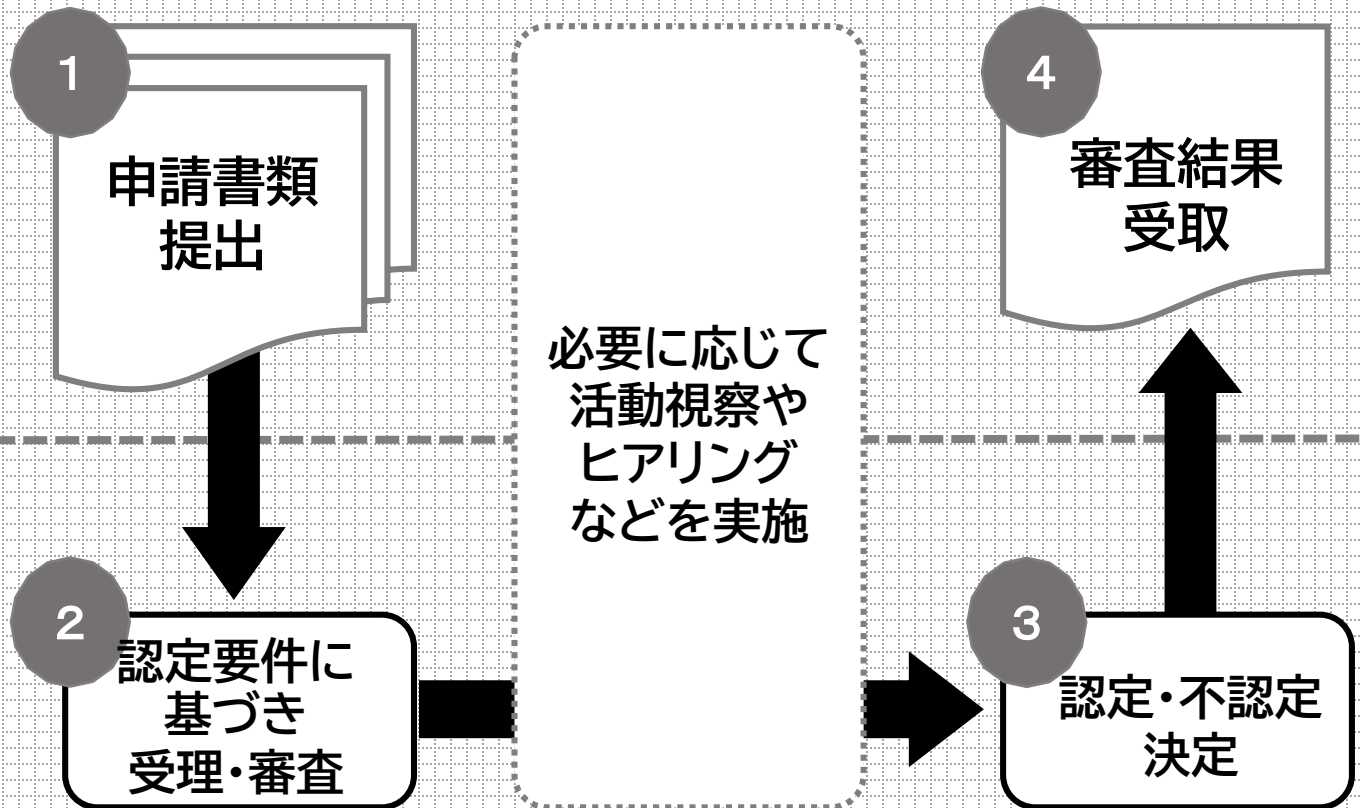
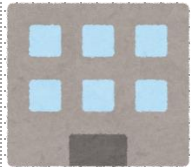
団体登録期限:2月上旬

認定申請の流れ(現行案)

- 活動誓約書兼申請書(ガイドライン、勝央町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱)
→団体ごとに提出(団体名、活動内容、参加者数、会費・保険料の額、添付:団体の規約、活動計画書など)
- 指導者登録申請書
→指導者ごとに提出(誓約書に署名)



勝央町
教育委員会



勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町における学校部活動の地域展開に向けた方針と
勝央町認定地域クラブの在り方について

- 国や県が示すガイドラインや計画と連動
- 地域展開に関する方針や具体的な取組方針
- 関係者の役割
- 認定要件と認定地域クラブの在り方 など



**町の地域展開の在り方を示す
総合的な指針**

- 地域移行の基本的な考え方
- 勝央町の中学校部活動を取り巻く現状と課題
- 勝央町としての方向性
- 地域展開を見据えた学校部活動の在り方
- 地域での役割分担
- 認定地域クラブとは
- 地域展開が生徒・教職員・地域にもたらす効果
- 認定地域クラブの要件（補足事項を含む）
- その他運営、活動時に関わる内容
- 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し
- 認定地域クラブの登録手続き等
- 個人情報取り扱いについて

認定地域クラブ「認定要件」の具体的な確認事項

検討中

1 豊かで幅広い活動機会の保障
<input type="checkbox"/> 学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。認定地域クラブは、これら教育的意義を継承・発展させた活動であること
<input type="checkbox"/> 参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
<input type="checkbox"/> 競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと、また選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることとし、将来的には一般市民の受け入れも検討すること
2 適切な活動時間と休養日の設定
<input type="checkbox"/> 週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
<input type="checkbox"/> 年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること
3 低廉な参加費等の設定
<input type="checkbox"/> 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
4 適切な指導の実施体制の確保
<input type="checkbox"/> 勝央町が定める研修を受講し、勝央町に登録された指導人材が活動に携わること
<input type="checkbox"/> 原則として、複数の指導人材が携わること
5 適切な安全確保体制の確保
<input type="checkbox"/> あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
<input type="checkbox"/> 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
6 適切な運営体制の確保
<input type="checkbox"/> 認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること
<input type="checkbox"/> 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
<input type="checkbox"/> 営利を主たる目的とせずに運営すること
<input type="checkbox"/> 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
7 学校等との適切な連携
<input type="checkbox"/> 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
<input type="checkbox"/> 勝央町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
<input type="checkbox"/> 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、勝央町や学校との必要な連絡調整を行うこと

←国のガイドラインに沿った認定要件。これをもとに、下記のようなチラシを策定(予定)



「認定要件」の具体的な確認事項

検討中

豊かで幅広い活動機会の保障

- ・教育的意義を継承・発展させた活動であること

部活動の教育的意義

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。

- ・参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

参加者

- ・町内の中学生を中心に構成するが、**将来的には一般市民の受入れも検討すること**
- ・**競技力向上強化等の観点から広域から参加者を集めることは認められない。**

※町外の参加者から、自発的に加入の意思があった者を排除するものではないことに注意。

適切な休養日等の設定

ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること。

週2日以上 of 休養日を設定

活動時間の上限: 平日**2時間**/休日**3時間**(週当たりの活動時間 11時間)

※週11時間以内であれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能であることを明記

緊急時における安全管理体制

・活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること

・参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること

勝央町認定地域クラブガイドライン

検討中

運営規約の策定

- ・役員や会費等を含む規約を作成していること
- ・団体には役員(代表、副代表、会計、監事)を置くものとする。

運営規約の参考文

勝央町認定地域クラブ「〇〇クラブ」運営規約(例)

第1章 総則
(名称・設置)
第1条 本クラブは、「〇〇クラブ(以下「本クラブ」という)」と称し、事務局は本クラブ代表者自発的に置く。
(目的)
第2条 本クラブは、子どもたちの活動機会を創出すとともに、〇〇(種目)を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。機利至上主義に傾倒するものではなく、〇〇(種目)のもつ楽しさを学び、自ら進んで生きを通じてスポーツ・文化芸術活動に親しみ態度を育むことを目的とする。
(活動)
第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「印活動改革及び地域クラブ活動の推進等」に関する総合的なガイドライン(及び岡山県の「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」)を踏まえたものとする。
第2章 会員
(入会資格)
第4条 本クラブの入会には、次の要件を備えていなければならない。
(1) 原則として、勝央町に在住する中学生。またはクラブの目的に賛同する者であること。ただし、地域の特性を考慮し、必要に応じて他府県等の中学生の加入も認める。
(2) 〇〇(種目)を行うにあたって要した健康状態であること。
(3) 本クラブが定める諸規定を遵守すること。
(4) 第7条で定める会費を納入すること。
(会費資格の喪失)
第5条 本クラブの会員資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。
(退会・除名)
第6条 本クラブの会員は任意で退会することができる。また、次の各欄に該当する場合には総会の決議を経て除名することができる。
(1) 本クラブの会費が第4条の要件を満たさないとき。
(2) 本クラブの目的が規程的に違反したとき、名譽を著しく毀損したとき。
(会費)
第7条 本クラブの会費は、1人月額〇,〇〇〇円とする。
(1) 会費は入会日から満する月から退会日まで満する月分を払うものとする。
(2) 会費は随時で集金することができる。
(3) 一旦納入した会費は、理由の発明に問わず返還しない。
(4) 遠征や大会等に際する経費は、別途集金するものとする。
第3章 組織
(役員とその職務)
第8条 本クラブには、以下の役職を置く(保護者以外でも可能)。

第1章 総則 名称・目的など	第5章 会計 経費・管理など
第2章 会員 入会・会費など	第6章 指導者 保険加入など
第3章 組織 役員・職務など	第7章 細則 参加停止など
第4章 会議 会議の種類など	第8章 規則の改正

代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域や団体の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、**監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。**

勝央町認定地域クラブガイドライン

検討中

適切な指導の実施体制の確保

- ・勝央町教育委員会が定める研修を受講し、勝央町教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

研修時期や内容、参加方法などは今後決定

- ・原則、代表者(1名)、指導者(2名以上)の指導人材が携わること

複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、勝央町等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。

指導者

- ・成人に達していること(アシスタントであれば未成年も可)
- ・健全育成への熱意があり、資質向上に取り組むこと
- ・いかなる前科歴がないこと など

勝央町認定地域クラブガイドライン

検討中

適切な会計処理

公正で適切な会計処理を行うこと

明瞭な会計処理を行うとともに、透明性を確保するために総会等において関係者に情報開示すること

会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

活動の維持・運営に必要な範囲で、低廉な会費を設定すること

地域との連携・協働

活動状況や実績等の情報を、学校や教育委員会に適時共有する

- ・認定の有効期間は「3年間」とする。(3年度毎2～3月をめぐりに更新手続き)
- ・認定後に要件を満たさなかった場合、年度途中での取り消しも実施

第2回地域指導者向け説明会

6月29日(月)19:00~

勝央町公民館 大ホール

一般向け説明会

7月7日(火)19:00~

勝央町公民館 大ホール